



2026年度「JAPAN MALL事業」連携事業 「シンガポール消費者向け販促・PRイベント」

出品者募集要項

事業概要

JAPAN MALL事業連携事業として、シンガポールで、消費者ニーズが見込まれる様々な商品カテゴリーで 消費者向け販促・PRイベントを開催し、シンガポールEC販路開拓を希望する日本商品の販促支援を行います。

- 【 日 程 】 2026年7月31日（金）～8月2日（日）
- 【 会 場 】 Marina Bay Sands Expo & Convention Centre（Singapore Pet Festival会場内）
- 【 内 容 】 ペットフード、ペット用品を対象に、消費者向け販促・PRを行う
- 【 主 催 】 日本貿易振興機構（JETRO）
- 【 対 象 】 下記①と②の両方を満たす事業者（「中堅・中小企業」を優先）
 - ① 商品がペットフード、ペット用品等に該当すること。
 - ② シンガポール向けEC販売可能な商品を有する日本企業（自社ECブランド旗艦店／パートナーが有するEC店舗）。
- 【 参 加 費 】 無料（出品物に係る輸送費用、出張旅費等、以下JETROが負担する費用以外は全て自己負担）
（JETROが負担する費用）
 - 引き合い情報収集と提供、販路開拓に関するアドバイスに係る費用
 - 海外展示会におけるジャパン・ブースのデザイン・施工、設営、運営に係る基本費用
 - JETROブースのカタログ作成等の広告費用
- 【 定 員 】 計20社程度（JETRO審査あり、順次採択）
- 【 締 切 】 Step1（事業への申込み）：2026年6月 8日（月） 17:00（日本時間）
Step2（Japan Street（JS）商品情報登録）
：2026年6月10日（水） 17:00（日本時間）
- 【 申 込 先 】 3ページよりお申し込みください。

展示会及びプロモーション概要

(1) 展示会

- イベント名：Singapore Pet Festival
- 日時：2026年7月31日(金)～8月2日(日)
- 会場：Marina Bay Sands Convention Centre
- 主催：Clubpets
- 出展者数：300社超（2025年実績）
- 来場者数：約40000人（2025年実績）
- 展示面積：54㎡（ジェットブース）
- 実施内容：
 - ・ジェットブースでの日本ブランドの展示・紹介
 - ・商品体験・デモンストレーション・ブランドストーリー訴求
 - ・販売による消費者ニーズの刈り取り
 - ・オンラインでのプロモーションとの連携による消費者属性の分析
- フロアプラン：フロアマップ通り、メインエントランス付近「A」に設置予定。



(2) オンラインでのプロモーション

- 開催期間：7月下旬～8月下旬
- 実施場所：各出品者のShopeeストア等
- 実施内容：
 - ・Shopee上でのプロモーション（[Shopee GMV Max](#)を活用予定）
 - ・Singapore Pet Festival会場内でのEC販売先のプロモーション
 - ・オンラインでの購入者データ分析

お申込みの流れ

【STEP1】事業への申込み 締切： 2026年6月8日（月） 17:00（日本時間）

URL : https://www.jetro.go.jp/cust/resource/act/login_guide?actId=B0075788M

初めてご利用になる場合は、同ページよりお客様情報登録が必要です。

※STEP1で入力いただいたEメールアドレス宛に、自動返信メールにてジェトロよりSTEP2の案内をお送りします。

【STEP2】Japan StreetJS) 商品情報登録 締切： 2026年6月10日（水） 17:00（日本時間）

STEP1登録後、ジェトロのJS事務局より送信されたメールの案内に従って、当事業に出品希望の商品情報を登録してください。

既に登録いただいている方は、登録内容の確認メールをお送りしますので、変更・追加があればメールに記載のURLよりお手続きください。登録済みの商品が展示可能となりますので、予めご了承ください。

※STEP2の登録をもって申込み完了となります。

※本事業に不採択となった場合でもJapan Streetは継続してご利用いただけます。

【ジェトロによる審査および審査結果通知】：6月17日頃を予定

● Japan Street詳細

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html（ご参考）

注意事項

(1) 応募資格・条件

1. 日本国内に登記された事業者であること（中堅・中小企業優先、個人事業主含む）。

※中堅・中小企業の定義：商品のメーカーにつき、以下のいずれかの定義を満たす中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行います。中堅・中小企業とは、下記（1） または（2）の定義を満たす企業を指します。

①中小企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
※「資本金の額又は出資総額」「常時使用する従業員数」いずれかを満たせば中小企業と定義される。常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者。

②中堅企業

上記の中小企業以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

ただし、次に該当する者は大企業扱いとなります。

常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人（中小企業者を除く。）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者

2. (a).代理店がお申込みの場合、あるいは (b)メーカー（ブランドホルダー）からお申込みで代理店が出展する場合は、メーカーから商談会参加に係る承諾を受け、販売授權書（委任状）を得ている商品のみを出品対象とすること。販売承諾されていない製品を展示していることが判明した場合、当該製品は撤去すること。※お申込み時には販売授權書（委任状）をご提出いただきます。

注意事項

3. 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項に同意いただくこと。
4. 本書の記載事項をよく読みのうえ、承諾・遵守いただくこと。
5. 対象分野に合致する商品の取扱企業で、現地の法令などに反しない商品の提供ができること。
6. 展示会には、すべての出品物の説明能力・権限を持つ担当者が参加および対応すること。ブースには常時担当者1名以上を配置し、無人になることのないようにすること。
7. ジェトロが求める提出物や成果把握等のため実施するアンケート（会期中・後）を期限内に必ず提出いただくこと。また、オンラインプロモーション期間中の売り上げ実績ならびにSingapore Pet festival内の売り上げ実績を報告できること。
※提出いただけない場合、その後の本事業での審査やジェトロが実施する事業への参加等に影響することがあります。
8. 出品採択時点で、出品商品のシンガポール国内でのオンライン販売（越境EC含む）が可能であること。
9. 英語もしくは現地語で商談ができる社員や関係者がいる、もしくは通訳を自社の費用負担で手配できること。
※通訳会社はジェトロで紹介可能です。
10. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

（2）出品商品に関する注意

1. 出品商品は日本国内で生産された商品、もしくは日本企業の資本・技術などにより生産された商品であること。
2. 企業名・ブランド名（商品名）が対象国において商標登録済み（または既に商標登録申請中）であることが望ましく、未登録の場合は本事業参加確定後速やかに申請手続きをすることをお勧めします。
3. 出品商品はシンガポール国内でオンラインにて購入が可能なペット関連商品であること。
4. 展示会開催国へ輸入可能な商品、かつ輸送会社の取扱える商品に限ります。
5. 現地の規制を受ける商品、公序良俗に反する可能性のある商品、安全性が確保されていない商品等の場合、マーケット分野（商品）の広がり期待できないと予想される場合は、出品いただけない可能性があります。
6. 出品物が対象商品に該当するか不明な場合は、ジェトロまでお問合せください。

注意事項

(3) 販売についての注意

1. EC販売：出展企業またはそのシンガポール代理店等が運営するECサイトを通じた販売を主体とする。会場ではQRコード掲示等によりECサイトへ誘導し、その場でオンライン購入をお願いする。当該販売に関する法令遵守、税務、決済、配送については各企業の責任において実施すること。
2. 会場販売：会場における対面販売も補完的に認めるが、以下の条件を満たす企業に限る。
 - ①シンガポールに現地法人、もしくは正規ディストリビューター（輸入者）が存在すること、
 - ②当該現地事業者名義で販売が行われること上記の①、②の条件を両方満たさない場合、現金授受を伴う販売は認めない。

(4) その他

1. ジェトロがインターネット上に出品商品の画像、商品説明、会社・商品ロゴマーク、会社概要などを掲載すること、および当該情報をバイヤー招致のために活用することに同意ください（インターネット上でジェトロが掲載する情報および実施する広報活動などによって生じる参加者の損害および不利益などについて、ジェトロは一切の責任を負いません）。
2. オンラインでのプロモーションについては、商品内容を考慮し、ジェトロで対象や時期・回数、内容を決定します。
3. 展示会場内のブース位置・レイアウト等については、ジェトロおよび展示会主催者に一任いただきます。
4. 展示用商品サンプルなどは、参加者の責任（輸送等の費用含む）で準備・梱包して指定の方法にて期限内に指定場所（展示会場等）へ輸送および搬入を行ってください。
5. 同展示会内に自社商品を独自に出品される場合、本事業のジャパングースには出展いただけません。
6. Singapore Pet Festivalでの販売については、現地ディストリビューターもしくは現地法人を有する参加者に限ります。
7. 参加者の企業名や商品情報を含む本事業結果および各種調査結果の公表に同意ください。
8. 本案内書に記載している事業の詳細については、参加企業決定後に別途ご案内します。今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
9. 事業参加確定後、相応の理由なく参加をキャンセルされる場合や、実績報告書・アンケート・調査等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業への選定等において考慮されることがあります。
10. 本事業への参加に関する規則は、本書によるものとします。
11. 上記要件について遵守頂けない場合は、本事業以降のジェトロ事業への参加をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

免責条項

1. 商談相手またはジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本事業にて万一、参加者や購入者（ECバイヤー、最終消費者等）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
3. ジェットロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェットロはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. ジェットロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因または関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - ③ お客様がジェットロの指示、条件またはジェットロとの合意事項に違反したとき
 - ④ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - ⑤ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
 - ⑦ 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェットロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェットロが補填することはできません。